令和２年４月１７日

保護者の皆様

大津市福祉子ども部保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育認定事由および年度途中利用申込の取扱変更について（お知らせ）

　平素は、本市の保育行政へのご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

　さて、先般、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育料等の取り扱いについて」にてご家庭での保育協力や保育料の減額等についてご案内したところですが、このたび以下のとおり保育認定事由や年度途中の保育施設利用申込についても取り扱いを変更しますので、お知らせいたします。

記

**１．新型コロナウイルス感染症対策に伴う育児休業の延長にかかる手続きについて（追加）**

先にご案内いたしましたとおり、４月にご入所された方で新型コロナウイルス感染症対策の観点から家庭保育の協力をいただく等の理由により育児休業の延長される場合、臨時的な措置として復帰日の１ヶ月単位の延長を認めることとしました。その手続きは以下のとおりとなります。

　□手続き

　　保育所児童台帳記載事項変更届出書に必要事項をご記入のうえ保育幼稚園課までご提出ください。

　　※新型コロナウイルス感染症対策に伴う育児休業の延長になる旨明記してください。

　□提出期限

　　令和２年４月末日まで。５月以降は前月２０日まで。

　□期間

　　原則１ヶ月単位。※新型コロナウイルス感染の状況を踏まえ定めさせていただきます。

　□その他

　　育児休業から復帰いただく際は復帰日が確認できる就労証明書をご提出いただきます。

**２．新型コロナウイルス感染症対策に伴う求職活動の取り扱いについて（新規）**

　　求職活動を利用要件として５月１日時点に保育施設にご在籍いただいている保護者の方について、感染症対策の観点から家庭保育にご協力いただく場合に、臨時的な措置として下記のとおり保育施設の継続利用を認めることとしました。

□手続き

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書をご提出ください。

※当該申請書に新型コロナウイルス感染症対策に伴い求職活動ができない等理由を明記してください。

　□提出期限

令和２年４月末日まで。５月以降は前月２０日まで。

□期間

原則１ヶ月単位。※新型コロナウイルス感染の状況を踏まえ定めさせていただきます。

□その他

　〇求職活動を再開される際は再度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書をご提出ください。

〇新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、就労の内定が取消された、または就労の開始日が延期になった保護者の方についても保育施設の継続利用を認める場合があります。必要な手続きについては保育幼稚園課までお問い合わせください。

**３．新型コロナウイルス感染症対策に伴う年度途中の保育施設の利用申込について（新規）**

令和２年度途中の保育施設の利用申込については保育幼稚園課にて申込書類の提出および面接（書類の聞き取り）など受付を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、臨時的な対応として当面の間は下記のとおり郵送での受付とさせていただきます。

例）６月１日入所希望の場合

５月１日が申込締切のため、申込に必要な書類をご用意のうえ５月１日までに**簡易書留**にて当課まで送付してください。締切日当日の消印は有効とします。送付いただきました書類の内容について職員が改めて電話にて内容の聞き取りを行います。

※個人番号（マイナンバー）提供に伴う本人確認書類および番号確認書類についても書面で確認いたしますので該当する書類の写しをあわせて送付してください。

※窓口にご来課いただいた場合は従来どおり対応いたします。

上記に関係する書類について、大津市保育幼稚園課、各保育施設での配布および大津市ホームページにて掲載すべく現在早急に準備しております。

いずれも新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時的な対応であり、今後も状況を鑑みながら対応を進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

大津市福祉子ども部保育幼稚園課

　電話：077-528-2746（直通）